

I 計画策定の背景

1 国の動向

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年度・令和元年度に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘された。

これを受け令和2年、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。

令和4年12月には、提言を踏まえた部活動の地域連携^{*1}並びに地域の運営団体・実施主体^{*2}による地域クラブ活動への移行に向け、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示された。

国のガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、段階的に部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化芸術クラブ活動への移行に取り組み、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしている。

* 1 「部活動の地域連携」（スポーツ庁リーフレットより）

複数校でまとめて一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの。

* 2 「運営団体・実施主体」

運営団体は、主に当該団体下にある地域クラブ活動の統括・マネジメント等を行い、実施主体は、実際の活動を行う。単一の活動を行うクラブの場合等は、運営団体と実施主体が同一となることがある。

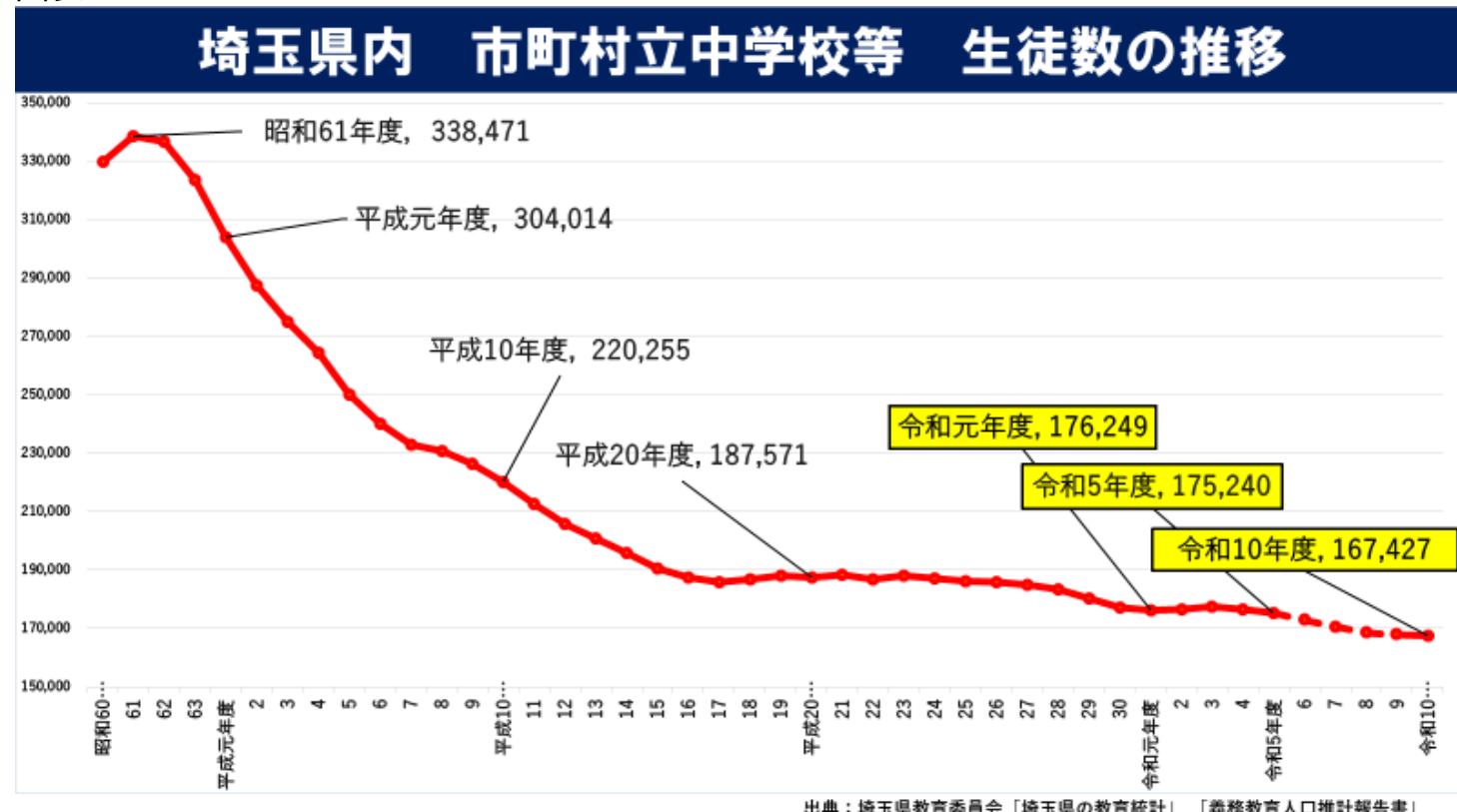
2 部活動の地域クラブ活動への移行の必要性

これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動を取り巻く環境は、進展する少子化や学校の働き方改革の推進を背景に大きく変化している。そのような中、10年、20年先を見据え、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を実現するためには、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

(1) 進展する少子化

社会における少子化の進展に伴い、本県の公立中学校の生徒数は、令和5年度には約175,000人となっており、ピークだった昭和61年度の約半数程度まで減少している。推計では、令和10年度には更に約8,000人減少することが見込まれている。(図表1)

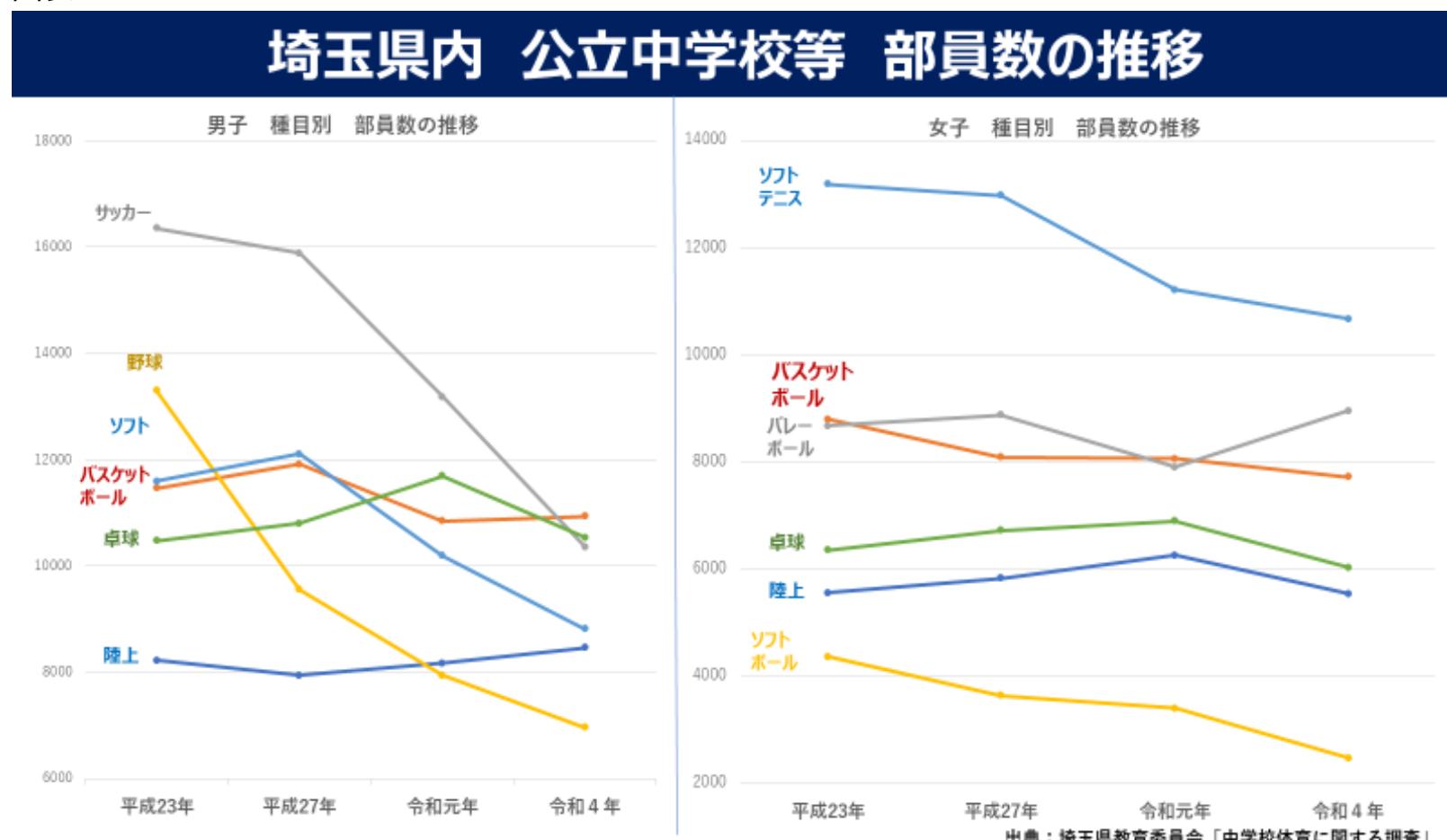
図表1



この影響により、これまでと同様の部活動の実施は困難となってきており、県内の公立中学校においても部活動の精選や縮小の動きが見られている。

部活動の部員数の変化をみると、陸上競技や卓球といった個人または少人数でもできる競技では部員数の減少はあまり見られていないが、サッカー、野球、ソフトボールといった集団競技などにおいて、部員数の減少が顕著となっている。(図表2)

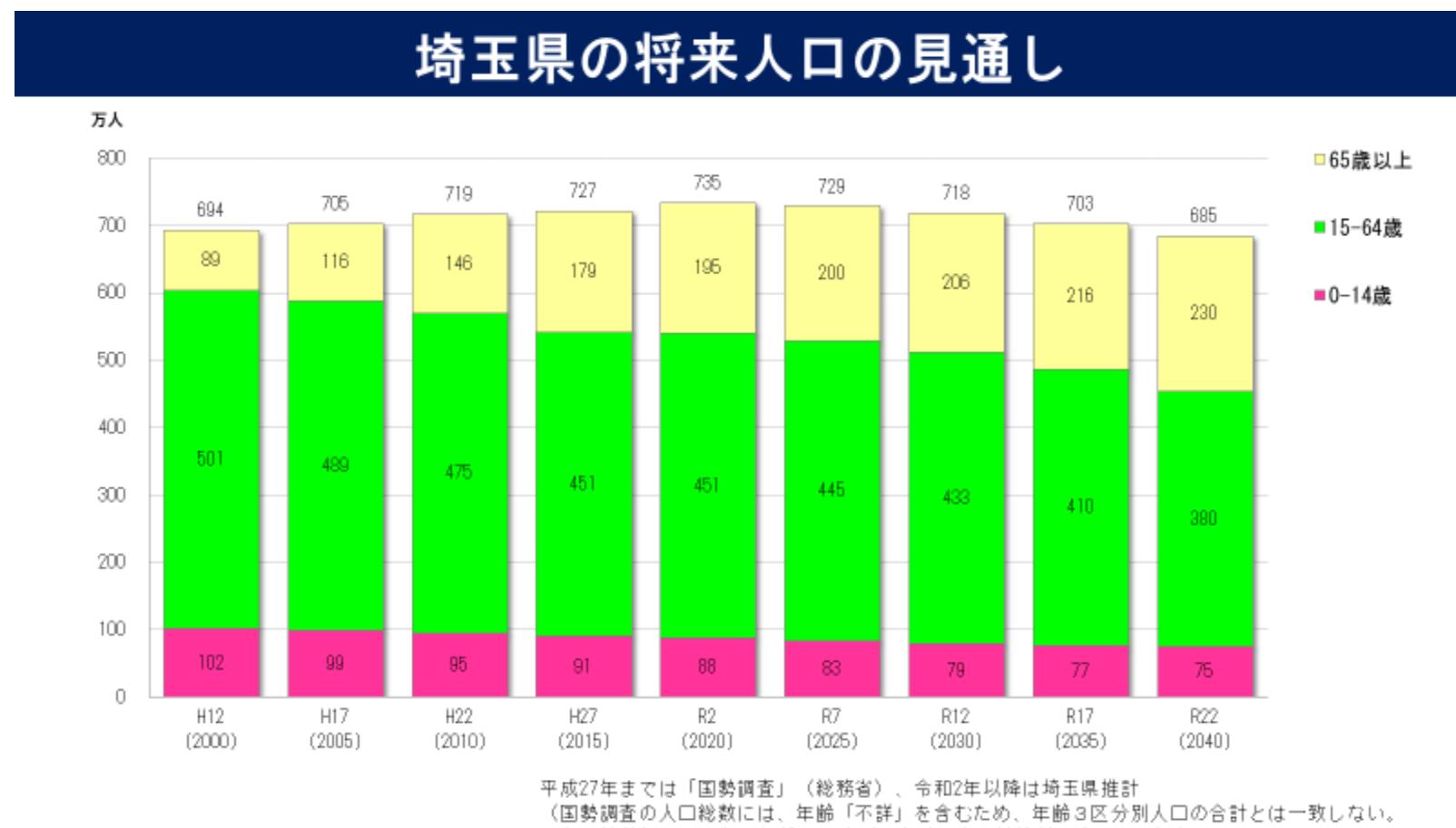
図表2



一部の学校や地域によっては既に「人数が集まらない（チームを組むことができない）」「やりたい部活動がない」といったことが現実となり、部活動の存続が厳しい状況にある。県の将来人口推計では、今後、少子化は着実に進んでいくことから、この状況はさらに県内の多くの地域に広がることが見込まれる。

また、少子化と並行して高齢化も進むことから、地域クラブ活動への移行に当たっては将来の地域社会の高齢化による地域活動の担い手の不足等を視野に入れることも必要となる。（図表3）

図表3



(2) 学校の働き方改革

部活動は、これまで学校教育活動の一環として、週休日等の活動を含めて、部活動顧問の教師による献身的な勤務によって支えられてきた経緯があり、学校における教師の長時間勤務の一因ともなっている。

県教育委員会の調査によると、県内市町村立中学校においては、近年各学校で進められている働き方改革によって、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は減少する傾向にあるが、月45時間を超える教職員の割合や年間360時間を超える教職員の割合は、依然高い割合となっている。(図表4)

また、学校の状況によっては教師の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に指導経験がない教師には大きな負担となっているケースもあり、改善が必要となっている。

図表4

	月45時間超の割合						年間 360時間超 の 割合
	6月	11月	3月	6月	11月	3月	
令和2年度	—	54.7%	48.1%	—	15.2%	10.4%	66.4%
令和3年度	66.7%	56.3%	46.3%	24.6%	15.2%	8.3%	69.9%
令和4年度	65.0%	48.8%	47.0%	17.0%	6.5%	6.8%	71.3%

※ 「時間外在校等時間」とは、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間

(在校等時間 = ①在校時間 - ②校内の自己研鑽等の時間 + ③校外の研修や児童生徒引率等の時間 - ④休憩時間)

出典：埼玉県教育委員会「教職員の勤務状況調査」

(3) 多様化する生徒のニーズ

令和5年度に県内で国の委託事業である「令和5年度地域クラブ活動体制整備事業」における実証事業を実施している6市の公立中学校の生徒を対象に、県教育委員会が実施したアンケート（任意回答）によると、部活動に所属している生徒の割合は、88.9%であり、そのうちの34.8%の生徒は、部活動以外の活動にも所属（クラブ等に所属）している。また、部活動に所属していない生徒のうち54.6%の生徒は、部活動以外の活動に所属（クラブ等に所属）している。（図表5）

今後、学校において、これまでのような数と種類の部活動の実施が困難になっていくことに伴い、部活動以外に活動の場を求める生徒が増加することが予想される。

図表5

